

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「がんばる輪島の水産ブランド」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

輪島市

3 地域再生計画の区域

輪島市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の現状

輪島市は、旧輪島市と旧門前町が合併し、新「輪島市」として平成18年2月1日にスタートした。日本海に突き出た能登半島の北西部に位置し、総面積は約426km²で石川県全体の約10.2%を占めている。市域の64.1%が山林に覆われており、平坦地は少なく、総延長約81.8kmに及ぶ海岸線は優れた自然景観を呈し、その大部分が能登半島国立公園に指定されている。日本海や豊かな自然の恵みを背景に、特に夏季には北方50kmに位置する舳倉島の近海において行われる海女素潜りによる栄螺やアワビなどの魚介類、冬場においては加能ガニや寒鰯などの四季折々の海の幸や山の幸などの恩恵を受けてきた。

本市の主要産業は、自然の恵みを活かした漁業を中心とした農林水産業のほか、永い歴史に培われた伝統産業である漆器産業、日本三大朝市の一つである「輪島朝市」をはじめ、曹洞宗大本山「総持寺祖院」、国指定名勝「白米の千枚田」に代表される豊かな地域資源を活かした観光産業であり、これらが本市の経済を支えてきた。

しかしながら、近年、第1次産業の担い手は過疎化による後継者不足や高齢化により年々減少しており、漆器産業においても平成3年をピークとして後継者は減少傾向を辿っている。

また、本市は、昭和40年代の能登半島ブームを皮切りに、平成3年には256万人の観光客が訪れる全国でも有数な観光地であったが、観光ニーズの多様化や地域間競争の

煽りを受け、平成18年には123万人とピーク時の48%まで減少している。しかし、その間の平成15年7月7日には能登地域住民の悲願であった能登空港が開港し、これにより首都圏との時間的距離が大幅に短縮され、今日まで順調な搭乗率を誇り、輪島市ひいては奥能登の交流人口の増加など、将来の能登地域の活性化の拠点として、地域住民は大きな期待を寄せているところである。

一方、本市の人口は、社会情勢の変化により過疎化の波が押し寄せ、平成12年の34,531人から平成17年には32,823人と5年間で4.9%減少し、高齢化率も35.2%（平成19年）に達するなど、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えており、地域活力が減退する大きな要因となっている。それと並行して平成3年度から平成19年度の16年間で、児童・生徒総数は4,364人から2,183人へと半分に減少している。この児童・生徒の減少に伴い、公立学校の適正配置及び適正規模の維持のための統廃合が進み、同期間において小学校が16校、中学校が2校の合計18校が廃校を余儀なくされ、多くの施設が遊休化している。加えて、平成19年3月25日に発生した能登半島地震が当市を襲い甚大な被害をもたらし、震災からの復興が市域全体の大きな課題となっている。

（2）地域の課題

輪島市は、農林水産業、漆器産業、観光産業によって支えられてきたが、その基幹産業もバブル崩壊を境に売上高が年々減少の一途を辿り、それぞれの業界の従事者は離職を余儀なくされ、市外に職を求め流出するなど過疎化が一層深刻となってきた。このため、市では能登空港に隣接した「輪島市臨空産業団地」などを整備し、地元での就業機会の確保を積極的に推進するため、企業立地推進施策に力を入れてきた。しかし、能登半島の先端という地理的な立地条件などにより、新たな民間企業の関心を十分に得られない状況にあることから、引き続き粘り強く企業誘致に努めていく必要がある。

同時に、これまで地域を支えてきた農林水産業においても高齢化と後継者不足により担い手が減少している中で、地域に存在する様々な一次産品や景観、自然など貴重な地域資源をうまく活かした新たな産業を創出すること、それによって発生する雇用の場の確保や定住人口を拡大することが大きな課題となっている。

一方、統廃合により遊休化した小中学校の廃校舎が増加しているが、小中学校等の

校舎は地域住民にとっては地域のシンボリックなものとして、愛着のあるものとして、地域コミュニティの発揮の場として大きな意義をもっている。この愛着ある学校が閉校されたことにより、当該地域では、心の拠りどころや地域の賑わいの喪失による地域コミュニティの崩壊をも危惧される状況にあり、賑わいを創出する廃校舎の利活用は喫緊の課題となっている。

(3) 地域再生計画の目標

このような諸課題の解決のために、今回の地域再生法に基づく「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置を活用することによって、民間企業へ廃校舎を無償貸与する。この施設を活用し、当市が持つ地域資源と民間企業がもつノウハウをマッチングさせた事業を展開することで、地域資源の有効活用、高齢者等の雇用拡大、体験学習による交流人口の拡大など、地域活力を呼び戻す取組は地域活性化に大きく寄与するものであり、支援措置を活用する意義が大きい。

また、輪島市総合計画の策定時に行った「輪島市が今後力をいれるべきこと」との市民アンケート結果では、「企業や工場を誘致して、雇用機会を増やす」が上位にあり、若者の定住、働く場の確保は住民の願いであることが明確に示されている。

このため、本市では、統合により廃校となった校舎等を活用することにより、民間企業の設備や用地取得等の投資コストが低下し、企業誘致を促進させる。具体的には、漁業や農業などに適している周辺の自然環境を活かしつつ、民間企業が持つノウハウを活用してアワビ養殖を核とした新たなビジネス構築を推進する。これにより、雇用の創出はもとより、地域の小中学生、都市部住民の体験旅行などを通じた取組による交流人口を拡大し、地域の魅力を高め、地域経済の活性化を図る。

(目標1) 雇用者数の増加 10名 (平成25年3月末時点累計)

(目標2) 交流人口増加のための活動件数 15件 (平成25年3月末時点累計)

(目標3) 地域特産品の開発 5品 (平成25年3月末時点累計)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

少子高齢化に伴い、地域の活力が失われている現状を打開するためには、地域の魅力を高め、企業誘致を促進することにより、地域雇用の増大による若者の定住、流出人口の抑制を図ることが重要である。このため、遊休化した施設を有効活用し、地域特産品の開発のノウハウをもった企業を誘致する。具体的には、小学校廃校校舎、プール、体育館及び校庭を利用し、アワビ陸上養殖事業を行い、また、アワビ養殖で利用した水は、海藻及び野菜水耕栽培に利用する。これらのアワビ、海藻、野菜を輪島の特産品として石川県内のみならず、日本全国に発信する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

旧七浦小学校は、明治7年にその前身にあたる皆月小学校として創立されて以来、地区の学校教育施設として利用されてきた。昭和48年に現在地である門前町五十洲に建設され、昭和48年から昭和49年にかけて現文部科学省の公立学校施設整備費補助金を受け、校舎及び屋内運動場の新增築を行い、さらに、平成3年に公立学校建物大規模改造事業により屋内運動場の改修を行った。その後、同校は、人口の減少及び少子高齢化の影響を受けて生徒数が減少したことにより、適正規模での教育ができなくなったため、平成18年4月に3校を統合して、門前東小学校が設立され、櫛比小学校、本郷小学校とともに廃校となった。

廃校舎等の有効活用については、市、地域住民、民間企業と協議を行った結果、ノウハウを有する民間企業が主体となり、新たな産業を創出すべくアワビ養殖を核とした新たなビジネス展開をし、地域経済の活性化を図ることとした。

①アワビの陸上養殖

アワビ陸上養殖事業は、海水を取水する必要があることから、日本海に近接した場所に立地する旧七浦小学校を活用する。アワビの養殖方法は、プールで海水を濾過し、体育館で大型水槽を用いたかけ流し式を採用する。

輪島市は、かつてアワビの大生産地であったが、近年においては激減している。このため、特産品としてアワビを復活させ、日本全国へ販売することは地域の人々はもとより、輪島市にとって大いに意義がある。

②海藻の養殖

海藻の養殖は、アワビ養殖で利用した水に、海藻に必要な栄養素が含まれていることから、これを利用し、校庭で実施する。また、ここで収穫された採れたての海藻は、輪島の朝市で特産品として販売する。

③野菜の水耕栽培

野菜の栽培は、校庭にビニールハウスを設置し、海藻の養殖に利用した水をさらに利用して、水耕栽培方式で実施する。そこで生産する有機野菜は、名産「輪島の海のミネラル野菜」として販売する。

④食品の加工

上記の生産物は、そのまま販売する他に、加工して販売することも検討する。

⑤人材育成センター及び自然を活かした体験学習施設として活用

本事業を地域の産業として自立させていくためには、事業を営むために必要な生産・経営に関する技術、知識等を習得する人材の育成と、地域の人々の協力及び理解が重要である。校舎の一部を研修室又は研究室として活用するとともに、子供たちの情操教育という観点から、自然とのふれあい、自然の大切さ、生き物の尊さを実体験できる場として活用する。

(3) 支援措置の適用要件

①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

旧七浦小学校（平成18年4月1日廃校）は、旧門前町が昭和48年門前町条例第14号「門前町立学校設置条例」に基づき設置した学校であり、廃校校舎の転用の弾力化について認定を申請するものである。

②廃校等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意

義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）

当該事業は、廃校校舎を利用して、民間企業、地域住民、行政が様々な分野で協力連携を図りながら、地域資源を活用し、再び地域活力を呼び起こすものである。特に、民間企業の独自のノウハウを注入することで、これまで活かしきれていなかった新たな地域資源を顕在化させ、当該事業を展開していく。一方、行政は、当該事業の運営を円滑に進めるべく、民間企業と地域住民、漁協などの関係機関の調整や連携強化の役割、アワビを中心として開発された七浦地区特産品を市内外に情報発信することなど側面的な支援をする役割がある。また、行政は、民間企業と地域住民と関係機関との連絡会を組織し、当計画の目標が達成されるよう助言や協議を行う。

このように、地域・企業・行政がそれぞれの役割の中で連携・協働しながら、新たな七浦地区特産品の創成に関与し、七浦地区の地域力を活性化させるものであり、その取組は本計画の目的と合致するものである。

③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

当該事業は、アワビ養殖を核とした新たな漁業を周辺の自然環境に活かした事業であり、地域資源や地域環境を活かすことにより地域活性化を成し遂げるものである。このため、廃校施設が海岸に隣接していることなど立地環境が当該事業に適している。

また、雇用の拡大を目的に様々な企業誘致推進策を図っているところであるが、誘致企業を受け入れるための新たな施設の建設は、当市の厳しい財政状況からほぼ不可能である。また、市が遊休施設を無償で貸し付けることにより、事業者の安定的な事業運営が図られ、企業誘致をより一層推進できるようになる。

④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本計画は民間企業と地域と行政の3者が協働で実施するものである。このため、輪島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年2月1日条例第56号）第4条第1号に規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公益事業の用に供するとき。」に該当するものとして、輪島市の普通財産である廃校校舎を無償貸与するものである。

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定日から平成25年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、輪島市職員（関係部課長レベル）で構成する委員会が、雇用人数や貸与施設の利用状況、生産高、販売実績、地域の交流状況などを定量的に調査を行い、当計画の成果について評価する。なお、評価に基づき、必要に応じて、目標達成に向けて実施内容を修正しながら、計画を実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし